

第75回群馬県身体障害者福祉団体連合会福祉大会 被表彰者選考基準

1 被表彰者選考基準

(1) 援護功労者

個人、企業又は奉仕団体で、身体障害者更生援護事業に尽くした功績が特に顕著であると認められる者

(2) 団体功労者

群馬県内、県内市町村又は郡を活動範囲とする身体障害者団体の構成員であって、その団体の発展のために尽くした功績が特に顕著であると認められる者で次の条件を満たしている者

- ・ 本部、地区団体役員として5年以上務めていること
- ・ 過去に団体功労者として会長表彰を受けていないこと

(3) 自立更生者

群馬県内に居住する身体障害者であって、よくその障害を克服し、現在自立更生して他の身体障害者の模範とするに足りると認められる者で、次の条件を満たしている者

- ・ 障害の程度が4級以上であること
- ・ 過去に自立更生者として会長表彰を受けていないこと

2 個人の被表彰者推薦対象者の年齢は、満40歳以上とする。

ただし、援護功労者の推薦対象者の年齢はこの限りではない。

3 その他

団体功労者推薦書の役員歴は、本年8月末日までの期間とする。